

原議保存期間	5年(令和13年3月31日まで)
--------	------------------

佐本規制発第62号
令和8年3月31日

各 警 察 署 長 殿
高速道路交通警察隊長

有 効	令和13年3月31日まで
許可係	

交 通 部 長

地域活性化等に資する道路利活用における適切な交通管理について（通達）

道路使用許可については、「道路使用許可事務処理要領の制定について（例規）」（平成13年7月26日付け佐本規制第448号）に基づき運用しているところであるが、地域活性化等に資するという社会的な意義があり、地域住民、道路利用者等の合意に基づいて行われるイベント等については、道路使用許可手続が円滑に行われるよう配慮した運用を行うとともに、事前相談からイベント等の当日まで、広域的・多角的な観点から、交通の妨害の程度を低減させつつ、安全・円滑にイベント等を実施する方法を検討し、多種多様な交通管理手法を駆使することによって、個別の交通実態に応じたきめ細かな対策を有機的・総合的に推進することとしている（別添資料参照）。

今後も引き続き、道路使用許可の基本的考え方について職員に十分に理解を浸透させるとともに、適切な措置を講ずることによって県民の理解の確保に努めつつ、道路使用許可を含めた交通管理を適切に行って、地域活性化等に資する道路利活用が安全・円滑に行われるよう配慮されたい。

記

1 道路使用許可の基本的考え方

道路使用許可は、道路の本来の用途に即さない道路の使用行為で、交通の妨害となり、又は交通に危険を生じさせるおそれのあるものに関して、道路交通の安全・円滑の確保との調整を図るための制度である。

当該行為に係る場所を管轄する警察署長及び高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）は、道路交通法第77条第2項の規定に基づき、

- 当該行為が現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき
- 当該行為が許可に付された条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれがなくなると認められるとき
- 当該行為が現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上若しくは社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき

のいずれかに該当する場合は、許可をしなければならないとされている。

2 道路使用許可制度の弾力的な運用

道路においてイベント等を実施する場合、現に交通の妨害となるおそれがあることが多いことから、警察署長等は、交通の妨害の程度と公益性又は社会慣習上の必要性とを比較衡量して、道路使用許可の可否を判断することとなる。

その判断に当たっては、道路を場所的な移動を目的として使用するというその本来の用途に即して用いたい道路利用者のニーズがある上、特に、イベント等の中で、民間事業者等によって継続的かつ反復的に収益を伴う活動が行われる場合には様々な利害が対立することもあるため、イベント等の開催目的に加え、イベント等のために道路を使用することについての地域住民、道路利用者等の合意形成の状況を踏まえ、当該イベント等が、交通の妨害の程度を上回る公益性を有することを確認する必要がある。また、交通機能の確保を前提としつつ、地域の賑わい創出の観点から空間としての道路の活用も推進していくべきであることから、道路使用許可制度の弾力的な運用を図ることとする。

3 事前相談への適切な対応と合意形成の円滑化

地域活性化等に資する空間としての道路利活用の具体的な内容は、地域の創意工夫によって多種多様なものが想定され、その実施場所、実施時間、実施形態等により、交通の妨害となる程度も千差万別である上、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況も一様ではなく、道路使用許可の可否の判断は、警察署長等が、当該行為の内容、交通実態等を踏まえ、個別具体的に行う必要があるため、イベント等の実施主体から十分な時間的余裕を持って事前相談がなされることが望ましい。

事前相談に対しては、円滑な手続で安全にイベント等が実施されるためにはどのようにしたらよいかという観点から、イベント等の実施主体と一緒に考えるという姿勢で臨み、適切な助言、情報提供等を行うことが重要である。

特に、交通の安全・円滑を確保するため、う回路の設定や交通総量の抑制を図る事前広報を始めとする交通管理上の諸対策を行う必要性、様々な利害関係を調整するため、地域住民、道路利用者等の合意形成を図る必要性等について、イベント等の主催者が講ずべき措置を助言することとなるが、当該助言をもって、道路使用許可を受けることができないものと誤解され、これによりイベント等の実施が断念されるようなことがないよう、事前相談に対しては、相談者の立場に立った丁寧な対応を心掛ける必要がある。

また、そうした誤解を払拭し、イベント等の実施に向けた具体的な取組を促進する上で、地域住民、道路利用者等から構成される協議会等様々な関係者が参画する協議の場を設け、透明性を確保した上で多岐にわたる論点について協議することが極めて有用であり、合意形成の円滑化にも資するものと考えられる。その際、特に、合意形成の円滑化を図りつつ、地域活性化等に資する空間としての道路利活用に関する取組を促進する地方公共団体の役割を踏まえ、道路使用許可制度の運用に当たっても、地方公共団体と緊密な連携を図ることが重要である。

4 道路使用許可制度の弾力的な運用に係る周知

上記の基本的考え方に基づき、道路使用許可制度を弾力的に運用していること、道路使用許可の申請における留意点や手続の流れ等について、警察署等の窓口で資料を備え付ける等により、イベント等の主催者や地域住民に広く周知するとともに、個別の道路使用許可に係る事前相談において、相談者に分かりやすく教示すること。

<別添省略>